

教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 臨時代理した事項

(1) 制定した規則

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

(2) 内容

川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則により開示の実施の方法を定めることに伴い、開示の実施の方法について同様の内容を定めるもの

(3) 施行期日

令和5年4月1日

2 臨時代理を行った日

令和5年3月31日

3 臨時代理を行った理由

令和5年4月1日に川崎市個人情報の保護に関する法律施行細則が施行されることに伴い、同日までに規則を制定する必要があるため

(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。

川崎市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市情報公開条例施行規則（平成13年川崎市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第9条を次のように改める。

（開示の方法）

第9条 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

（1）文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

当該文書又は図画（条例第16条第3項の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧

（2）マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧

（3）写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧

（4）スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧

2 次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

（1）文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）

次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保

存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）

ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（イに掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 録音テープ（第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であつて、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの

ア 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴

ウ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）

エ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付

オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付

4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うこと

ができる。

(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴

(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難しいときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。

(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴

(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

第3号様式注を次のように改める。

注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市教育委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の規則第9条の規定は、この規則の施行の日以後に川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号）第6条の規定によりされた開示の請求

について適用し、同日前にされた開示の請求については、なお従前の例による。

- 3 改正前の規則の規定により調製した帳票で、現に残存するものについては、当分の間、必要な箇所を訂正した上、引き続きこれを使用することができる。

制 定 理 由

文書又は図画等の開示の実施の方法を定めること、電磁的記録の写しの交付方法を改めること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市情報公開条例施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市情報公開条例施行規則 平成13年川崎市教育委員会規則第7号</p> <p><u>(開示の方法)</u></p> <p>第9条 <u>次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の閲覧の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）</u> <u>） 当該文書又は図画（条例第16条第3項の規定が適用される場合にあつては、次項第1号アに規定するもの）の閲覧</u></p> <p><u>(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したものの閲覧。ただし、これにより難い場合にあつては、当該マイクロフィルムを日本産業規格A列1番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したものの閲覧</u></p> <p><u>(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル、横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したものの閲覧</u></p> <p><u>(4) スライド（第5項に規定する場合におけるものを除く。次項第4号において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したものの閲覧</u></p> <p>2 <u>次の各号に掲げる文書又は図画の条例第16条第2項の写しの交付の方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 文書又は図画（次号から第4号まで又は第4項に該当するものを除く。）</u> <u>） 次に掲げる方法（イ及びウに掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、委員会がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）</u> <u>ア 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列3番（以下「A3</u></p>	<p>○川崎市情報公開条例施行規則 平成13年川崎市教育委員会規則第7号</p> <p><u>(電磁的記録の開示方法)</u></p> <p>第9条 （新設）</p> <p>（新設）</p>

川崎市情報公開条例施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>判」という。)以下の大きさの用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)</u>。ただし、これにより難い場合にあつては、<u>当該文書若しくは図画を複写機によりA1判若しくは日本産業規格A列2番(以下「A2判」という。)の用紙に複写したものの交付(イに掲げる方法に該当するものを除く。)</u>又は<u>当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</u></p> <p><u>イ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付</u></p> <p><u>ウ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第3号オにおいて同じ。)</u>に複写したものの交付</p> <p><u>(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列4番の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難い場合にあつては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付</u></p> <p><u>(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</u></p> <p><u>(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付</u></p> <p><u>3 次の各号に掲げる電磁的記録についての条例第16条第2項の実施機関の定める方法は、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 録音テープ(第5項に規定する場合におけるものを除く。以下この号において同じ。)</u>又は<u>録音ディスク 次に掲げる方法</u></p> <p><u>ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取</u></p> <p><u>イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ(日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。)に複写したものの交付</u></p> <p><u>(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法</u></p> <p><u>ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したもの</u></p>	<p><u>条例第16条第2項に規定する方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に定める方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 録音テープ又は録音ディスク 次に掲げる方法</u></p> <p><u>ア 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取</u></p> <p><u>イ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープに複写したものの交付</u></p> <p><u>(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法</u></p> <p><u>ア 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したもの</u></p>

川崎市情報公開条例施行規則 新旧対照表

改正後	改正前
<p><u>の視聴</u></p> <p><u>イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C 5 5 8 1に適合する記録時間1 2 0分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付</u></p> <p><u>(3) 電磁的記録（前2号又は次項に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、委員会がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの</u></p> <p><u>ア 当該電磁的記録をA 3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧</u></p> <p><u>イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴</u></p> <p><u>ウ 当該電磁的記録をA 3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（エに掲げる方法に該当するものを除く。）</u></p> <p><u>エ 当該電磁的記録をA 3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付</u></p> <p><u>オ 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付</u></p> <p><u>4 映画フィルムの開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴</u></p> <p><u>(2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付</u></p> <p><u>5 スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の方法は、次に掲げる方法とする。ただし、当該各号に定める方法により難いときは、委員会が適当と認める方法により行うことができる。</u></p> <p><u>(1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴</u></p> <p><u>(2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付</u></p>	<p><u>の視聴</u></p> <p><u>イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープに複写したものの交付</u></p> <p><u>(3) その他の電磁的記録 次に掲げる方法で、プログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）により行うことができるもの</u></p> <p><u>ア 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付</u></p> <p><u>イ 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴</u></p> <p><u>ウ 当該電磁的記録をフロッピーディスクその他の委員会が別に定める電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複写したものの交付</u></p> <p>(新設)</p>

川崎市情報公開条例施行規則 新旧対照表

改 正 後	改 正 前																
<p>第3号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">開示請求承諾通知書(全部開示)</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>_____様</p> <p style="text-align: right;">川崎市教育委員会 印</p> <p>年 月 日付けの開示請求については、次のとおり承諾します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">開示請求に係る公文書の名称又は内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開示の日時及び場所</td> <td> <p>年 月 日 午前 時から 午前 時までの間 午後 午後</p> <p>に_____にお越してください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。</p> </td> </tr> <tr> <td>開示の方法</td> <td> <p><input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (<input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 複写したもの) (<input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による発送)</p> </td> </tr> <tr> <td>事務所管課</td> <td> <p>教育委員会事務局 部 課 係</p> <p style="text-align: center;">電話番号 —</p> </td> </tr> </table> <p><u>注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。</u></p> <p><u>この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、川崎市教育委員会に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日〔前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日〕の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市教育委員会が被告の代表者となります。）提起することができます。</u></p>	開示請求に係る公文書の名称又は内容		開示の日時及び場所	<p>年 月 日 午前 時から 午前 時までの間 午後 午後</p> <p>に_____にお越してください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。</p>	開示の方法	<p><input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (<input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 複写したもの) (<input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による発送)</p>	事務所管課	<p>教育委員会事務局 部 課 係</p> <p style="text-align: center;">電話番号 —</p>	<p>第3号様式</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">開示請求承諾通知書(全部開示)</p> <p style="text-align: right;">第 年 月 日 号</p> <p>_____様</p> <p style="text-align: right;">川崎市教育委員会 印</p> <p>年 月 日付けの開示請求については、次のとおり承諾します。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">開示請求に係る公文書の名称又は内容</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開示の日時及び場所</td> <td> <p>年 月 日 午前 時から 午前 時までの間 午後 午後</p> <p>に_____にお越してください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。</p> </td> </tr> <tr> <td>開示の方法</td> <td> <p><input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (<input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 複写したもの) (<input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による発送)</p> </td> </tr> <tr> <td>事務所管課</td> <td> <p>教育委員会事務局 部 課 係</p> <p style="text-align: center;">電話番号 —</p> </td> </tr> </table> <p><u>注 開示を受ける際には、この通知書を係員に提示してください。</u></p>	開示請求に係る公文書の名称又は内容		開示の日時及び場所	<p>年 月 日 午前 時から 午前 時までの間 午後 午後</p> <p>に_____にお越してください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。</p>	開示の方法	<p><input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (<input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 複写したもの) (<input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による発送)</p>	事務所管課	<p>教育委員会事務局 部 課 係</p> <p style="text-align: center;">電話番号 —</p>
開示請求に係る公文書の名称又は内容																	
開示の日時及び場所	<p>年 月 日 午前 時から 午前 時までの間 午後 午後</p> <p>に_____にお越してください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。</p>																
開示の方法	<p><input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (<input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 複写したもの) (<input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による発送)</p>																
事務所管課	<p>教育委員会事務局 部 課 係</p> <p style="text-align: center;">電話番号 —</p>																
開示請求に係る公文書の名称又は内容																	
開示の日時及び場所	<p>年 月 日 午前 時から 午前 時までの間 午後 午後</p> <p>に_____にお越してください。 なお、当日御都合が悪い場合には、あらかじめその旨を電話等で担当係まで御連絡ください。</p>																
開示の方法	<p><input type="checkbox"/> 文書又は図画 <input type="checkbox"/> 電磁的記録</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p><input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 聴取 <input type="checkbox"/> 視聴 <input type="checkbox"/> 写し等の交付 (<input type="checkbox"/> 写し <input type="checkbox"/> 複写したもの) (<input type="checkbox"/> 郵便又は信書便による発送)</p>																
事務所管課	<p>教育委員会事務局 部 課 係</p> <p style="text-align: center;">電話番号 —</p>																